

インド特許制度の概説

国際第3委員会*

抄録 最近のインド経済は、IT産業、医薬産業などを中心にめざましい発展を遂げており、日本企業との取引も増加しつつあります。これに伴い、日本企業がインドにおいて特許権を取得することにより、自社技術を保護するのみならず、マーケットでの優位性を確保することがますます重要となってきました。

そこで、本稿ではインドの特許業務に携わり始めた方にもご理解いただきやすいように、インドと日本の相違点を中心にQ & A方式でインド特許制度の概要を纏めました。初めてインド特許制度に接する方に、インド特許制度の概略を把握していただければ幸いです。

目次

1. 制度概要
2. 特許出願
3. 特許権
4. おわりに

1. 制度概要

以下、インド特許法の条項を引用する場合は、法律名を付すことなく単に条文のみを記載し、特許法以外の法令の条項を引用する場合は法令名と条文を併記しました。規則とは、2006年5月改正のPatent (Amendment) Rules 2006、審査マニュアルとは、2005年発行のMANUAL OF PATENT PRACTICE AND PROCEDUREをいいます。

Q 1 インドの特許制度の特徴はどのようなものですか？

A 1 インドの特許法は1970年に制定され（1972年4月20日施行）、その後1999年、2002年、2005年に改正されて現在に至っています。

2005年の改正では、大幅な改正が行われ、そ

れまで認められていなかった医薬品、微生物、化学物質などの特許が認められることとなりました。

特許制度の主な特徴としては、仮明細書出願制度、追加特許制度があります。一方、日本の実用新案制度に相当する制度や、意匠と特許との変更出願制度はありません。

また、4つの特許庁（ニューデリー、ムンバイ、コルカタ（本局）、チェンナイ）があり、それぞれ独立しており、権限は平等で、審査も独自に行われます。出願できる特許庁はどこでも良いわけではなく、出願人の住所等を管轄する特許庁に出願する必要がありますが、外国人の場合は、代理人の住所を管轄する特許庁へする必要があり（審査マニュアル3.2）

Q 2 特許出願件数はどの程度でしょうか？

A 2 インドにおける2005年度の特許出願件数は24,505件で、2004年度（17,466件）から約41%増加しています。そのうち外国企業による出願は約20,000件、日本企業による出願

* 2006年度 The Third International Affairs Committee

は約1,780件です。

Q 3 コンピュータ・プログラムは特許法による保護の対象になりますか？

A 3 コンピュータ・プログラム自体は特許法による保護対象になりませんが(3条(k)), ハードウェアとソフトウェアを組み合わせた発明は、保護の対象となります(審査マニュアル: Annexure II)。

2. 特許出願

Q 4 インドで完成された発明を、他国に第1国出願することはできますか？

A 4 2005年改正前はインドでなされた国防または原子力に関する発明を、許可無くインド国外に出願することはできませんでした(その他の発明は除く)。2005年法改正後により、インド居住者によるすべての発明は、インドに最初に出願する義務が導入されたので(39条)、注意が必要です。違反した場合は、特許の取消理由に該当するだけでなく(64条(1)(n)), 罰則もあります(118条)。違反した者は、2年以下の禁固若しくは罰金又はこれらを併科されることがあります。

なお、インド国内で完成された発明をインド国外に出願する場合は、同一の出願について6週間前までにインド国内に出願していなければなりません。但し、インド特許庁に対し第1国出願をインド以外の国とする許可を申請し許可された場合には、最初にインド以外の国に出願することが可能となります(規則71(1))。この許可は21日以内になされることになっています(規則71(2))が、実務上は通常2~7営業日以内に許可されるようです。

Q 5 インドではどの言語で特許出願や手続きができますか？ 日本語でインドに直接、特許出願をすることはできますか？

A 5 すべての手続は、公用語である英語又はヒンディー語を用いて特許出願しなければなりません。よって、日本語でインドに直接、特許出願することはできません。

Q 6 発明の詳細な説明の記載の必要事項を教えてください。

A 6 「発明そのもの、その作用又は用途及びその実施の方法を十分かつ詳細に記載すること」と、「発明を実施する最善の方法を開示すること(いわゆるベスト・モードの開示)」が必要です(10条(4)(a), (b))。上記二点は特許の取消理由になります(64条(1)(h))。

Q 7 パリ条約に基づく優先権制度はありますか？

A 7 インドはパリ条約の加盟国であるので、日本特許出願に基づく優先権主張が可能です。

また、特許協力条約(PCT)に加盟していますので、この特許協力条約に基づく国際出願(PCT出願)が可能です。

Q 8 仮明細書出願制度とはどのような制度ですか？

A 8 仮明細書を提出しておき、その後12ヶ月以内に完全明細書を提出することができる制度です(9条(1))。なお、2005年法改正で、完全明細書の提出期限の延長はできなくなりました。従って、出願日から12ヶ月以内に完全明細書を提出しなければなりません。仮明細書には、発明内容と発明の名称を記載すればよく(10条(1)), クレームや要約は不要です。また、2つ以上の仮出願を1出願にまとめて完全明細書とする事もできます。まとめる際には最先の仮出願の出願日から計算することになります(9条(2))。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

但し、パリ条約に基く優先権主張、及び国際出願によりインドへ出願する場合は、仮明細書出願制度を用いる事はできず、最初から完全明細書を提出しなければなりません（9条(1)）。

Q 9 追加特許制度とはどのような制度ですか？

A 9 インド特有の制度として、追加特許制度が有ります（54条、55条、56条、規則13(3)）。

完全明細書に記載若しくは開示された発明（主発明）の改良又は変更の特許出願を行い、追加特許として請求すれば、改良又は変更の特許を追加の特許とすることができます（54条(1)）。

但し、追加の特許権の存続期間は、主発明の特許権の存続期間と同じで、主発明特許が失効すると同時に失効してしまいます（55条(1)）。

Q 10 出願公開制度はありますか？

A 10 出願日（優先日）から18ヶ月経過後に公開されます。18ヶ月より前に公開したい場合は、出願人の申請による早期公開制度もあります（11A条、規則24）。

Q 11 出願公開による補償金請求権はありますか？

A 11 日本の補償金請求権よりも広い権限を認めるものであり、特許権と同一の権利があります。この権利の行使は特許権付与後に行うことができます（11A条(7)）。

Q 12 新規性の判断基準はどのようなものですか？

A 12 以下に該当する発明は、新規性があります（2条(1)(1)、25条(1)(c)）。

(1) 優先権主張日以前にインド国内もしくは

外国において発行された特許明細書、刊行物等に開示されていない発明

(2) インドにおいて、優先権主張日以前に公知公用でない発明

さらに、日本特許法第29条の2（拡大された範囲の先願）と類似した規定も存在します（13条(1)(b)）が、明細書全体ではなくクレームのみで判断される（claim approach）のか、明細書又は図面に記載されている発明全体を考慮して判断される（whole content approach）のか、諸説あり、不明な部分が多いのが現状です。

Q 13 新規性喪失の例外適用規定はありますか？

A 13 次の事項に該当する場合に限り、新規性喪失の例外適用を受けることができます。

(1) 発明者の意に反して発明が公表された出願（29条）。

(2) 発明者または発明者から公表する権限を取得した者の同意を得て所定の展示会に公表される場合、展示会開催日から12ヶ月以内になされた出願（31条）。

(3) 真の発明者により学会で発表される論文に記載もしくはその同意を得て講演で公表される場合、発表の日もしくは発行の日から12ヶ月以内になされた出願（31条）。

(4) 関係するクレーム発明の優先日前、1年以内に出願人もしくは出願人から権限を得たものによる発明の公然の実施が合理的な試験であるという場合の出願（32条）。

Q 14 進歩性の判断基準はどのようなものですか？

A 14 以下に該当する発明は、進歩性があります（2条(1)(ja)、25条(2)(e)）。

当業者にとって自明であるものとするような既存の知識と比べたとき、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(1) 技術的な進歩 (technical advancement) がある発明

(2) 経済的な重要性 (economic significance) がある発明

(3) (1)及び(2) その両方を有している発明。
進歩性の判断にあたって、既存技術は、当該出願の出願日あるいは優先権出願日以前に公開になっていなければならないので (25条(2)(e)), 当該出願の優先日又はそれ以降に公開された先の出願に含まれるクレームは、進歩性の判断にあたっては考慮されません。

Q 15 明細書の補正はいつできますか？

A 15 新規事項を追加しないことを条件として、長官の許可を得れば、期間の限定はなくいつでも補正することができます (57条)。

Q 16 出願の分割はできますか？できる場合、いつできますか？

A 16 できます。時期は特許査定前であればいつでも可能です。

尚、分割出願が原出願の開示範囲を超える場合は、拒絶理由に該当します (16条(2))。

Q 17 特許庁において審査官との面接はできますか？

A 17 規則などの規定にはありませんが、出願人は審査着手後、審査官に面接を求めることができます。面接の可否は審査官の裁量ですが、通常最初の拒絶理由通知後であれば認められます。

Q 18 審査請求制度を採用していますか？また、採用している場合、審査請求期間は出願から何年ですか？

A 18 審査請求制度が採用されています。審査請求期間は、出願公開後であって出願日又は優先日のいずれか早い日から48ヶ月以内です。なお、日本と異なり、出願人が利害関係人でないと審査請求はできません (11B条, 規則24B)。

また、分割出願の審査請求期間は、親出願の公開後、出願日又は親出願の優先日から48ヶ月以内、又は分割出願の出願日から6ヶ月以内のいずれか遅い日までにしなければなりません (16条(3), 規則24B (1)(iv))。

Q 19 審査期間を制限する規定がありますか？

A 19 最初の拒絶理由通知が発行された日から12ヶ月以内に特許査定を得なければなりません (21条, 規則24B(4)(i))。特許査定を得られない場合、出願は取り下げられたものとみなされます。

Q 20 拒絶理由通知に対する回答期限はどれくらいですか？

A 20 特に拒絶理由通知に対する回答期限は決められていません。しかし、Q19で述べたように、最初の拒絶理由通知の日から12ヶ月以内に特許査定を得なければならないため、できるだけ早く回答することをお勧めします。1回目の対応で不十分な時には2回目の拒絶理由通知が出されます。

Q 21 最初の拒絶理由通知の日から12ヶ月以内に特許査定が得られなかった場合、どのような対応策がありますか？

A 21 出願を継続させたい場合は、最初の拒絶理由通知の日から12ヶ月以内に分割出願することが考えられます。又、応答期間が経過する前に、長官にヒアリングを求め、特許性の主張を行うこともできます。ヒアリング

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

後でも不利な指令（拒絶査定）になった場合には、1ヶ月以内又は期間延長願いに基づき長官が許可したその後の延長期間内（ただし1ヶ月を超えるものであってはならない）に再審査請求理由とともに再審査請求を提出することもできます（77条(f), 規則130）。

Q 22 早く特許査定を得るための対応策はありますか？

A 22 拒絶理由通知に対する対応案を元に審査官との面接をすることをお勧めします。対応案が不十分であれば再検討し、再度面接することも可能です。何度か面接して審査官の合意を引き出したうえで対応をすれば、スムーズに特許査定となる傾向にあります。

Q 23 他国の審査状況などを特許庁に提出する必要はありますか？

A 23 出願人は、出願日から6ヶ月以内、または長官からの要求があった場合、対応外国出願の出願国、出願日、公開日および審査経過に関する情報を提供しなければいけません（8条, 規則12）。この条項に違反すると、異議理由（25条(1)(h), (2)(h), 取消理由(64条(1)(m))になります。

Q 24 情報提供制度はありますか？

A 24 付与前異議申立という類似の制度があります（Q26参照）。何人でも、出願が公開されて、特許が付与されていないとき、付与前異議申立を行うことができます（25条(1)）。但し、異議の審理は審査請求がされた場合のみに行われます（規則55(2)）。なお、異議の審理と審査官が通常行う審査とは別であり、この異議の審理が終わった後、通常の審査が行われるようです。

Q 25 拒絶査定不服審判は、拒絶査定後いつまで可能ですか？

A 25 日本の拒絶査定不服審判に相当する手続きとして、再審査請求があり、拒絶査定の日から1ヶ月以内に提出できます（77条(1)(f), 規則130）。

3. 特許権

Q 26 異議申立制度はありますか？

A 26 あります。出願が公開されてから特許付与前に行うことができる付与前異議申立制度（Q24参照）と、公告公報に公示されてから1年以内に行うことができる付与後異議申立制度の2種類があります。付与前異議申立は、何人でも請求できますが（25条(1)）、付与後異議申立は、利害関係人に限定されます（同(2)）。異議申立理由は、付与前と付与後で同一で、新規性なしや進歩性なしなどの理由以外に、いわゆる冒認行為、対応出願状況の提出義務（8条）違反などがあります。

Q 27 無効審判制度はありますか？

A 27 日本の無効審判制度に相当する制度として、利害関係人は、特許付与後の特許の取消を、審判部に対して請求することができます（64条）。取消理由には、新規性なしや進歩性なしなどの理由以外に、ベストモード違反、対応出願状況の提出義務（8条）違反、第1国出願義務（39条）違反などがあります。

Q 28 特許付与後に明細書の補正はできますか？

A 28 明細書は、新規事項を追加しないことを条件として、長官の許可を得ればいつでも補正することができます（57条, 規則81）。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

Q 29 特許発明に対する強制ライセンスとはどのようなものですか？

A 29 インド特有の制度として、強制ライセンスがあります。特許が付与された発明が、特許付与日から3年以内にインドにおいて公衆の合理的な需要に充足していない場合等の時、如何なる利害関係人も強制ライセンス許諾を請求することができます。特許庁においてこの請求が認められた時には、強制ライセンスが許諾されます（84条）。

また、強制ライセンスが許諾された後、最初の強制ライセンス許諾の命令の日から2年の期間満了後に、特許発明がインド領域内で実施されていないこと等を理由にライセンス対象の特許が取り消されることもあります（85条）。

Q 30 特許発明のインドでの実施報告書の提出義務はありますか？

A 30 特許権者及び実施権者は、インドでの特許発明の商業規模での実施に関する陳述書を、各暦年毎にその年の末日から3月以内に提出しなければなりません（146条(2)、規則131(1)、(2)）。この陳述書の提出義務に違反した場合には、刑事罰として最高100万ルピー（約280万円）の罰金刑が課せられ（122条(1)(b)）、また、虚偽の陳述書を提出した場合な

どは、6月以下の禁固若しくは罰金、または、これらの両方が課せられる場合があります（122条(2)）。

4. おわりに

本論文は知財管理誌Vol.56 No.4 2006の「中国特許制度の紹介」の姉妹編に相当します。

本論文の作成にあたっては当協会の国際第3委員会に所属し、実際にインド特許出願又はインド特許権に関する業務に携わっているメンバーがインド特許制度に初めて接したときに疑問に思った事項を中心に抽出し、日本の特許制度と比較する形でQ & A形式に纏めました。

本論文が初めてインド特許制度に接する方々にインド特許制度の概略を把握する一助としていただければ幸いです。

更に、インド特許制度の詳細について関心をもたれた方は、インド特許制度関連の各種文献（例えば、当協会発行資料第332号「アジア・オセアニア諸国での特許取得上の留意点（改訂版）」、第341号「シンガポール・インド訪問代表団報告」、今後発行予定の資料「インドネシア・インド訪問代表団報告」、「インドでの特許取得上の留意点」等）を参考にいただければ幸いです。

（原稿受領日 2007年3月30日）